

番号：150201

国名：カンボジア

担当：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名：環境社会配慮にかかる実施機関能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（公用地管理／補償業務）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：公用地管理／補償業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年5月下旬から2015年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 0.47M/M、合計 1.02M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 50点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 10点
 - ④その他学位、資格等 20点

(計100点)

類似業務	公用地管理／補償業務に係る各種業務
対象国／類似地域	カンボジア／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

カンボジア王国（以下「カンボジア」）では、経済成長に伴い物流に対する需要が増加しており、一層の経済成長を促すためには運輸交通インフラのさらなる整備が重要となっている。実際、我が国も国道一号線改修計画（プノンペン～ネアックルン間）、ネアックルン橋梁建設計画等の無償資金協力や、国道5号線整備事業の有償資金協力により、カンボジア道路交通網の骨格である主要国道の機能改善を支援している。

運輸交通インフラの整備に当たっては、事業実施による自然環境および社会環境への負の影響を可能な限り低減し、持続可能な社会を目指すため、適切な環境・社会への配慮が求められる。しかし、環境・社会への配慮に際し、特に用地確保、住民移転について、制度、実施体制等の面から、カンボジア政府は様々な課題を抱えていた。

このため、JICAは「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」(The Project on Capacity Enhancement of Environmental and Social Considerations for Resettlement; TCP-COR)を2010年4月から2012年3月まで実施した。TCP-CORではカンボジア国内で開発事業に伴う住民移転の実務を担う経済財務省(Ministry of Economy and Finance; MEF)住民移転局(Resettlement Department; RD)に対し住民移転のプロセスに沿った標準手順書(Basic Resettlement Procedures; BRP)等の策定支援を行い、環境社会配慮実施体制の強化を図った。

TCP-CORの結果、住民移転の手続きおよび事業実施は、標準手順書に基づき一定の枠組みの中で実施可能となった。しかし、公用地管理が適切に行われていないため、移転事業実施後において再度非正規住民の居住や、不法な土地使用が常態化し、同一用地にもかかわらず、事業実施の度に補償が求められる状況にある。また、公共事業運輸省(Ministry of Public Works and Transport; MPWT)等、事業の主体となる実施機関に環境社会配慮を管轄する部署がなく、過去実施された環境社会配慮にかかる情報が整理・共有されていない。これにより、過去の教訓や実施水準を踏襲できず、事業における環境社会配慮の質にばらつきが残されている状況にある。

TCP-COR実施後、そのフォローアップとして国別研修「実施機関向け環境社会配慮能力強化」が実施され、本邦研修を通じカンボジア政府、特に事業実施主体として公用地管理および補償業務の重要性があらためて認識されたところである。このような状況から、カンボジア政府は日本政府に対し、環境社会配慮に係る実施機関の能力向上にかかる技術協力を、わが国に対し要請した。本要請に基づき、本プロジェクトでは、事業実施機関が事業サイクルの中で、自然環境および社会環境における質の高い管理を実施できるよう、環境社会配慮にかかる能力向上を図ることを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年5月下旬～6月上旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連調査報告書の資料・情報の収集・分析）し、参团する現地調査で収集すべき情報を検討し、カンボジア側関係機関（MPWT等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票はカンボジア事務所を通じて事前配布を行う。
- ②現地調査派遣前の対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2015年6月上旬～6月中旬）

- ①JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ②カンボジア側関係機関（MEF、MPWT他）との協議及び現地調査に参加する。
- ③カンボジア事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収に協力し、分析し、分析結果を団内で共有する。
- ④担当分野に関する以下の情報・資料の収集、現状の把握を行う。特に、本プロジェクトの

要請書提出および「環境社会配慮実施能力強化にかかる情報収集・確認調査（環境社会配慮能力強化計画）」（2013年6月～2013年12月）以後の、カンボジア側における状況の変化を把握する。

(ア) プロジェクトの背景・経緯の確認

ア) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。

イ) カンボジア国における公用地管理の現状（実施体制、管理内容および方法、保有・使用機材等）を把握し、その課題および解決すべき問題を確認する。確認は、カンボジアにおける土地登記の現状を含むものとする。

ウ) カンボジア国の公共事業における補償業務の現状（補償実施体制、補償額算定状況等）を把握する。その上で、より適切かつ確実な補償を実施するために、補完すべき事項の有無を確認する。

(イ) TCP-COP 終了後の、成果活用状況およびその課題を確認する。

⑤ 評価分析団員が中心となって行う「問題分析のワークショップ」の実施において、担当分野の側面から協力する。

⑥ 上記の課題・問題点を踏まえてプロジェクトの基本計画を検討し、担当分野に係る PDM 案、PO 案の作成に協力する。

⑦ C/P との協議で合意された内容について、討議議事録 (R/D) (案) (英文) 及びミニッツ (M/M) (案) (英文) の取りまとめに協力する。

⑧ 担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、JICA カンボジア事務所等に報告する。

(5) 帰国後整理期間（2015年6月下旬～7月下旬）

① 事業事前評価表（案）（和文・英文）作成に協力する。

② 収集資料の整理・分析（収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等）を行う。

③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

④ 担当分野におけるプロジェクト活動に必要な機材、現地業者・NGO等への再委託活動等が確認された場合、可能な範囲でその仕様を検討し、調達価格を確認する。

⑤ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する成果品等は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る調査報告書（案）（和文）

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は、2015年6月7日～6月20日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者および他のコンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

- イ) 環境社会配慮 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 環境社会配慮計画／実施管理 (コンサルタント・別途公示)
- オ) 公用地管理／補償業務 (コンサルタント・本公示)
- カ) 評価分析 (コンサルタント・別途公示)

③便宜供与内容

当機構カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

必要に応じ現地で通訳 (英語⇄クメール語) を備上します。

オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム (TEL:03-5226-8156) にて貸与します。

- ・カンボジア国「環境社会配慮実施能力強化専門家派遣」(有償資金協力専門家)業務完了報告書 (2013年3月)
- ・カンボジア国「環境社会配慮実施能力強化にかかる情報収集・確認調査」(環境社会配慮能力強化計画)報告書 (2013年12月)

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトの (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・カンボジア国「住民移転のための環境社会配慮能力プロジェクト」詳細計画策定調査報告書 (2011年4月)
- ・カンボジア国「住民移転のための環境社会配慮能力プロジェクト」終了時評価調査報告書 (2012年1月)
- ・カンボジア国「住民移転のための環境社会配慮能力プロジェクト」業務完了報告書 (2012年3月)

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②カンボジア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAカンボジア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上